

大学におけるキャリアガイダンスの推進 －大学設置基準及び短期大学設置基準の改正－

1. 改正の趣旨

現在の厳しい雇用情勢において、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっている。

このようなことを踏まえ、大学は、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むことが必要であり、そのための体制を整えるものとし、今回大学設置基準及び短期大学設置基準を改正する。

「緊急雇用対策」(21年10月23日緊急雇用対策本部決定)

①新卒者の就職支援態勢の強化

(イ)大学等の就職支援の充実

- ・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

2. 改正の内容

大学設置基準に次の規定を新設する(大学の取組を画一的なものとして、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等に関する大学の多様な取組を推進する観点を踏まえて規定する)。また、同趣旨の規定を短期大学設置基準にも設ける。

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

3. 公布・施行

公布:平成22年2月25日 施行:平成23年4月1日

*平成22年3月12日付で施行通知を发出予定。

*平成23年4月開設分に係る大学等の設置認可審査では、今般の改正内容を踏まえ、審査を行う。